

住民参加部会意見(案)031107版に対して委員から寄せられた意見  
(11/10 17:00現在)

塚本委員

住民参加部会意見(案)(031107版)への

1. 追加、修正、削除および2. 参考意見に寄る意見

1. 追加、修正、削除

住-1 1.(1)の下から3行目

・治水・利水・環境のバランスのとれた、また、一体となるような河川管理を実現していくには、河川管理者による一元的な管理から、...

住-1 1.(2)の8行目～9行目

さらに、基礎原案では、住民参加を具体化するさまざまな手法が示されている。同時に、~~流域委員会に対して、その継続とともに、重要な役割が期待されている。~~住民参加の保障のためには、...

住-1 1.(2)の10行目～

住民参加の保障のためには、これらの各種協議会、検討会等と流域委員会との連携が半分にも図られるような仕組みを、「基本的な考え方」の中に明示しておくことがも必要であるは。

住-2 1.(3)の6行目

とくに、河川整備の具体的施策における個別課題と、たとえば、ダム建設のような重要課題とでは、合意形成の内容や手続には質的な方法の違いが出る可能性がある。基礎原案でいう「合意形成」も、...

住-2 2.(2)の2行目～

~~情報の共有は、住民と行政、行政相互間ばかりでなく、住民相互間における情報の共有についても十分に保障されなければならない。~~現状の共有化に向けて、そこでの情報は住民、行政などそこに参加するすべての分野の、またそれぞれ相互にとって必要で有効となる。そのためは、住民側が有する情報をも含めて、...

住-3 2.(2) の3行目

日常の水防組織をささえる消防団、自治会などの地域社会との連携、企業や学校、事業所などの「顔がみえる」日常的な社会関係の中に、河川情報や災害情報などを提供し、活用していくべきである。

住-3 2.(2) の2行目～

住民からの意見には、専門家の発想を超える優れたアイデアが含まれることも少なくない。幅広い層からより優れた意見・提案を引き出すための効果的な手法を考えるべきである。(例：住民生活の歴史や経験に即した、河川と人々のかかわりに関するインタビュー、住民による優れた提案に対するコントロール、コンテスト、報奨制度なども掲載)

住-3 2.(3)末

流域管理の多くの論点に・・・が不可欠である。また、住民の日常的な社会的組織と連携・協働を求めるためには、自治会や、学校関係、企業に対して働きかけを広く行うべきである。ことは継続的に必要となるが、住民の活動や参画が興り、発展すればより相乗効果となる。

住-3 5.1.2 (2) の4行目～

河川管理者が行う・・・である。河川管理者が業者に委託する調査よりも、地域に密着した住民や住民団体の方がより詳細で正確なデータを持っている場合がある。24時間現場に張り付いている川に関わりまた親しむ住民の五感に基づく情報は、リアルタイムであり、限定された時間や空間でなされる厳密な科学的データよりとともに複雑な河川環境を反映・表現しており、正確な場合がしばしばある。

住-4 5.2 の3行目

河川環境の保全・改善にあたっては、調査のみならず住民も参加した評価が必要である。これまで実施された「多自然型川づくり」の再評価には、無数とっていい程あるが当該河川の履歴に詳しい住民の評価も不可欠である。

住-4 5.2.4 の1行目～(5.2.4 削除)

~~5-2-4 水質~~

~~協議会の委員として、「住民活動に詳しい有識者」は「水質に理解が深い住民」とすべきである。~~

住-4 5.3 の2行目～

治水に関しては、住民参加の視点から「計画」実施の中心的問題にその過程から関わる、信頼と連携、そして協働できる数少ない住民ネットの参画の実現によって、次のような改善が望まれる。

- ・水害発生時の住民の関わり方、住民と自治体との役割分担を明確にすることができる作業も必要である。
- ・流域センター(河川レンジャーの活動拠点)の機能や位置づけを検討し、実現することが必要である「整備計画」実施にともなって、その過程での必要、必然的な内容から検討し、試行的に順次進めて実現していくことも必要で有効だろう。

- ~~・テレビのテロップ・ラジオ等による洪水情報の提供を検討すべきである。~~
- ・自治会など住民組織による洪水情報の伝達方法も検討すべきである。
- ・流域で水を溜めるための住民の役割を明記すべきである。
- ・遊水地、ため池など貯留施設の維持管理および新設について、住民の優れたアイデアの活用と補助制度をも検討すべきである。
- ・狭窄部上流の被害軽減策については、住民参加による検討を行うべきである。たとえば休耕地の活用法などはその具体例である策等。
- ・破堤時と越水時を区別したよりきめ細かな浸水想定区域等の情報がの必要性である。

#### 住-5 5.5.1 の3行目～

水面利用のあり方について対話集会を開くの有効性も検討する。

#### 住-5 5.5.2 の3行目～

河川敷の利用については、個々の案件ごとに検討するだけでなく、水系全体の縦断方向との関係も含めて、代替案を含めた環境影響評価を住民参加のもとに行う必要があると、その地域・流域の暮らしとの再生活動関係の住民参画を含む「河川保全利用委員会」を中心に、必要な分野の参加とともに行うことも必要かつ有効である。なお、次の改善が望まれる。

- ~~・河川敷利用に関して、個々の案件ごとに住民参加と称して利用者の意見・要望の数だけで判断すべきでない。環境住民団体などの意見も聞くべきである。~~
- ~~・河川保全利用委員会の構成については、関係行政機関と学識経験者だけでは不十分である。~~
- ・名称は「河川保全委員会」が適当である。その中で利用部会を設けることは考えられるが、最終意見は保全委員会で決定すべきである。
- ~~・委員には、直接の利用者、利用に関係ない環境保護団体の代表者・住民、河川レンジャーを入れ、判断過程において円卓会議(対話集会)の活用をすべきである。~~
- ・猪名川・淀川の高水敷利用は、とくに新設、更新の基準を厳しくし、縮小の強化を図るべきであることが必要であろう。
- ・河川保全委員会と流域委員会の意見との調整を図るシステムをも視野に入れての検討すべきであるが必要。占有許可施設の新設および更新の許可にあたっては、流域委員会の意見とパブリックコメントをもとに、淀川流域に適応した基準を検討すべきであるすることも望まれる。

#### 住-6 5.7 の9行目～

ダムについては、代替案が検討されているが、具体的な整備内容シートでの説明は不十分である。代替案のコストが莫大であるとか、日数を要するとか、合意が得られないなどの理由では根拠に乏しい。そして、いずれの結果となっても「合意(幅があり、消極的であっても関係、関心のある住民の知る、理解する、同意する等の)」のプロセスと対話集会等により、可能なかぎり時間をかけても現状況の共有化をはかることは、今後の地域・流域再生のためにも必要であろう。

住-6 3. 3-1 の 8 行目の の次に追加

その他

住-6 3-2 の 3 行目～

基礎原案では、モニタリングへの住民参加、住民主体のモニタリング、川のことは現場に近い住民にまず「情報をとる」という考え方が不足している。住民によるモニタリングは、~~行政におまかせ意識が高い住民にとって、大切な~~「社会参加」の舞台であるという認識が必要であるに有効である。そのためには、以下の点に留意すべきである。

- ・住民と行政をつなぐことを専門職とする住民モニタリングのコーディネーターが必要である。
- ・住民と連携したモニタリングの具体的手法の記載が必要である。たとえば、協働観察会の主催等がある。
- ~~・モニタリングにおける住民団体の役割は、手段としてではなく協働主体として考える。~~
- ・住民が個人的な調査等で持っている情報、学校教育等での観察調査データの収集と活用が必要有効である。

~~次に、モニタリング段階での住民参加の手法を例示する。~~

- ~~――調査範囲、手法、調査・評価項目の方法書案(スコーピング)をつくる。~~
- ~~――について住民、専門家、住民団体等の意見を聞く。~~
- ~~――モニタリング結果案を公表し、の意見を聞く。~~
- ~~――モニタリングの成果を作成し公表し、それに対する意見を聞く。~~

住-7 3-3 の 5 行目～

提言別冊では、・・・触れられていない。環境影響評価法におけるように、スクリーニング、スコーピング、ミティゲイションでの住民参加手法が考慮されるべきことも必要である。

住-7 3-4 (1) の 9 行目～

- (1) 全ての委員会・協議会に、その構成メンバーとして適切な住民・住民団体の代表者等が参加できるようにすべきであることは極めて有効である。

住-7 3-4 (2) の 1 行目～

- (2) それぞれの委員会・協議会の設置に際して、淀川水系流域委員会の例にならい、有識者によるを中心とした準備会を設置し、以下の項目について検討を行うことが必要である。準備会委員選任の公平・公正・透明性確保は当然である。

住-8 3-4 (5) の 2 行目～

- ・淀川大堰閘門検討委員会、淀川舟運研究会のメンバー構成について記述すべきであるすることが望ましい。
- ・水需要管理協議会にもどのような適切な住民等が、どのような形で参加するのがよい

~~か検討すべきである。参画することは必要で、よい効果と結果が得られる。下部組織としてまたそれに関連する住民検討会等を設置し、協議会に複数名の適切な住民代表を送るなどの配慮が必要である。方策は極めて有効である。~~

~~洪水に強い地域づくり協議会の構成員として、教育分野および福祉分野の委員を参加させる。~~

~~洪水に強い地域づくり協議会に「研究者パネル」を設置して、専門的見地から検討し助言をしてもらう。協議会には利害関係者が参加していること、部会にわかれることから、中立的、科学的、創造的、総合的な議論ができない可能性がある。~~

~~・有識者とはどのような人のことをいうのか不明である。たとえば学識経験者なのか、学識経験者以外の専門家なのか、定義を明確にすべきである。これらの各委員会・協議会の委員には、有効で適切なら流域委員会の委員の中からも委嘱することも検討すべきであるときに有効であろう。~~

なお、基礎原案に見られる協議会等は現時点では次のものなどがある。

- 1 琵琶湖・淀川水質管理協議会
- 2 水害に強い地域づくり協議会
- 3 余野川ダム環境調査検討委員会

・  
・  
・

## 2. 住民参加部会意見（まとめ）案の追加、修正、削除における意見

<例．住 1、1.(2)4行目まで>

1. 「整備計画」実施の試行も含めた実態の過程で、解ること、現時点では未知、不定である。やり始めていく中で、実践の体験の実績をもつリーダー的資質のある適切な人たちの参画を中心とした検討・協議から、順次試行的に進めながら定めていけばよいのでは。

<例．住 1、1.(2)8行～11行まで>

2. 同時に、流域委員会～重要な役割が期待されている。以上の文章を思い切って削除しては。

<例．住 2、1.(3)>

3. 文中の「形式的に捉えることなく」は大切な表現ですが、全文章の内容との照会で、整合性に欠けるのでは。

<例．住 2、2. 5.1.2(1)>

4. 結論が始めにある感で、流域委員会などの一元総合的な「正義」とする大きな強

い規制を流域住民や連携をしていく河川管理者に始めから決めつけかけるような内容は賛成しかねます。(委員会での「合意形成」と「整備計画」後の実施での継続では、委員会自身の社会的「合意」が必要では。例えば、「住民参加意見書」を有効にするための地域・流域住民による「合意形成」が必要では。)

<例．住 2、2.(1)>

5. の内容の指示は現在試行錯誤中の河川管理者に、少し失礼では。今後の現場で解消してゆくものでは。 ~ を削除では。

<例．5.1.2(3)>

6. 住民自らの自主、自立を促し、その力をつけることは、近い将来にとって、本「整備計画」の達成以上に必要で大きなテーマである。暮らしとともに、流域の新たな再生に対して、この機をきっかけにその意思、行為、活動が興り、実現への着実な実績をつくり拓く過程で、結果として出来ていくものであろう。従って、ときに手厚くでもなく、求めれば得られる消極的な情報公開もあってもいいのでは。

<例．住 4 5.3>

7. 地域や流域の新たな再生に向けて、日頃からの様々な取り組みをしている人たちが三人程集まれば、この内容は十分知っている。住民の愉しみを奪い過ぎないように。

<例．住 7 3 2>

8. 7.での活動、参画住民においては、その実践でのアイデアとともに、その手法や策の内容と理解が委員会のものを、ときにまた部分的にもしのいでいる可能性は十分考えられます。

<例．住 7, 8 3 4>

9. 地域、流域の新たな再生に向けて、様々な問題やテーマ、またその取り組みなどを、住民主体の河川管理者をはじめ、関わりのある行政そして各分野の人たちが、日頃から話し合える場(例．連絡会・連絡協議会的なもの)が、「整備計画」の実施とともに必要・必然的に興り、そして次第に出来てくれば、そこでのリーダー的住民の人たちの連携とネットを背景とした参画。各種委員会・協議会への適切な参画により、それぞれの目的とする内容は自ずから集約されることになる。そのような住民参加、参画がその活動をともなって自ずから興りだし、実態として多様に発展、展開することが大切である。一方「整備計画」の実施によるその多様で多岐にわたる過程で、いかに河川管理者がそのような住民の参加とともに、計画の実現に向けて、取り組み、実績を重ねられるか、そのような連携と協働の信頼関係を築くことが出来るかである。そして住民もまた同じである。

- 4 . 河川レンジャー・流域センター制度の実現・具体化に向けて（住 9～住 18）
- 5 . 河川整備における合意形成に向けて

結論としては、4 . 5 . 両内容は、全くの参考資料としての取り扱いが現時点では、最善策だと考えます。その理由を以下での述べます。

- ・ 治水や利水そして環境の分野については、ほぼその内容の基礎と基盤は一応確立されているが、住民参加についての規範や基礎的なものは、現在ない。（数年前からの「川に学ぶ」も河川内を基本とした、主に「環境」をテーマにした取り組みである。）
- ・ 整備計画に組み込まれるハード面からの、また河川だけにとどまらない「まち」を含む面としての流域の取り組みである。
- ・ 住民の地域性や現状、状況の把握と共有化がほぼない。またまちの地域づくりなどの活動状況や実態を知らない。
- ・ 住民活動や参加での実践、取り組みの体験、経験がほぼない。
- ・ 「整備計画」が実施されていないため、どのような多様な流動的な状態、状況が出現するのか不確定、不明に近い。また形としても不定である。
- ・ 流域委員全体のテーマとして、検討・審議がなされていない。話し合いと議論による「共有化」がない。すなわち「合意形成」の過程での実態が乏しい。（合法的手続き上の意見聴取とまとめとなる）。
- ・ 「整備計画」の実施前と実施後では、住民の状況を仮に把握していたとしても、全くといえる程の状態と受ける認識の違いと変化がある。
- ・ 前述を含めての本案への修正、加筆、削除内容と意見とともに、その中の「流域センター、河川レンジャー」、「合意」についても参照願います。